

# 建設・工事に関する制度 (マレーシア)

2014年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス情報サービス課

クアラルンプール事務所

## 序文

本報告書は、ジェトロクアラルンプール事務所（Japan External Trade Organisation: JETRO）が Quantum Consulting Services Sdn Bhd に委託した内容を編集したものです。

本報告書は、民間向けの建設、据付工事、補修作業ビジネスへ参入し、拠点を設立しようとする外国投資家向けに外資規制を含めた政府のライセンス、認可、外資規制を含むインセンティブなどの情報を収集し、ガイドとして提供することを目的としています。

本報告書は、日本語で作成していますが、収集した書類やサイトからの情報には、マレー語のみの情報があり、これらについては、最善をつくり日本語に翻訳してありますが、読者の皆様には、原本であるマレー語の書類、ウェブリンクも併せて参照されることをお勧めします。

本報告書で収集した情報の内容や提供した関連文書については、その正確性と完全性を明確にまた暗に言明や保証をするものではありません。

本報告書が網羅する事項に関して読者の皆様が行動を起こされる際には、事前に専門家の助言を得られることをお勧めします。

## 目次

|                                                    |    |
|----------------------------------------------------|----|
| 略語 .....                                           | 1  |
| I. はじめに .....                                      | 2  |
| II. 建設業のライセンス・認可要件 .....                           | 3  |
| 1. CIDB の登録 .....                                  | 3  |
| 2. エンジニア局への登録 .....                                | 12 |
| 3. 駐在員の就労ビザ .....                                  | 13 |
| III. マレーシアでの拠点設立 .....                             | 16 |
| 1. 会社設立 .....                                      | 16 |
| 2. 外国法人の支店登記 .....                                 | 17 |
| IV. 税制 .....                                       | 19 |
| 1. 租税条約上の恒久的施設 (Permanent Establishment: PE) ..... | 19 |
| 2. 法人税 .....                                       | 20 |
| 3. 源泉税 (Withholding Tax) および還付 .....               | 21 |
| 4. 契約書に係る印紙税 .....                                 | 22 |
| 5. サービス税 .....                                     | 23 |
| V. 日マ経済連携協定 .....                                  | 24 |
| 1. 特恵関税 .....                                      | 24 |
| 2. 建築資材輸入品に関する強制適合制度 .....                         | 26 |
| VI. 所轄官庁、業界団体、協会等の問い合わせ先 .....                     | 27 |

### 本報告書の利用についての注意・免責事項

本調査報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の各海外事務所を通じ委託調査を行い、ビジネス情報サービス課で取りまとめたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしも日本貿易振興機構（ジェトロ）の見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

## 略語

|               |                                                                               |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| AGM           | Annual General Meeting: 年次株主総会                                                |
| BEM           | Board of Engineers Malaysia: マレーシアエンジニア局                                      |
| CA 1965       | Companies Act, 1965: 1965 年会社法                                                |
| CCD           | Continuous Contractor Development : コントラクターの継続的技能開発                           |
| CCM           | Companies Commission of Malaysia: 会社登記所                                       |
| CEO           | Chief Executive Officer: 最高経営責任者                                              |
| CIDB MALAYSIA | Construction Industry Development Board Malaysia: 建設業開発庁                      |
| COO           | Certificate of the Origin: 原産国証明書                                             |
| EP            | Employment Pass: 雇用パス                                                         |
| EPA           | Economic Partnership Agreement: 経済連携協定                                        |
| IRB           | Inland Revenue Board of Malaysia: マレーシア内国歳入庁                                  |
| ITA 1967      | Income Tax Act 1967: 1967 年所得税法                                               |
| MITI          | Ministry of International Trade and Industry: 国際貿易産業省                         |
| MJEPA         | Malaysia-Japan Economic Partnership Agreement: マレーシア-日本経済連携協定                 |
| PE            | Permanent Establishment: 恒久的施設                                                |
| PVP           | Professional Visits Pass (PVP): プロフェッショナルビジットパス                               |
| RMCD          | Royal Malaysian Customs Department: マレーシア税関                                   |
| ROE 1967      | Registration of Engineers Act, 1967 (Revised 2002): 1967 年エンジニア登録法 (2002 年改正) |
| SA 1949       | Stamp Act 1949: 1949 年印紙税法                                                    |
| STA 1975      | Service Tax Act 1975: 1975 年サービス税法                                            |

## I. はじめに

建設工事の定義：

マレーシアの 1994 年建設業開発庁法（法令 520）では、建設工事を以下の建設、増築、据付、修理・修繕、メンテナンス、再開発、撤去、改装、代替、解体、または取り壊しと定義している。

- a) ビル、建物、大建造物、構築物、壁、フェンス、または煙突の全体、地上、または地下の一部
- b) 道路、港湾工事、鉄道、空中ケーブル、水路、または飛行場
- c) 排水、灌漑、または河川管理工事
- d) 電気、機械、水道、ガス、石油化学、または電話通信工事
- e) 橋、高架道路、ダム、貯水池、土工作業、パイプライン、下水道、水路、排水溝、車道、エレベーター通路、トンネル、または埋立工事

さらに、現場の障害物除去、土地調査および改良、造成、掘削、基礎の敷設、現場の原状回復、整地工事等の上記(a)から(e)に伴って行われる工事の一部、準備作業、または一時的な工事を含む。

本報告書は、上記定義の建設事業を履行する際に関連するマレーシアの所轄官庁および外国資本規制の情報についてまとめる。関連する税金および課徴金の支払いおよび建設業に関連して、マレーシアー日本経済連携協定（Malaysia-Japan Economic Partnership Agreement：MJEPA）にも言及する。

## II. 建設業のライセンス・認可要件

マレーシア建設業開発庁（The Construction Industry Development Board Malaysia: CIDB）は、1994 年建設業開発庁法（法令 520）（CIDB 法）（Construction Industry Development Board Act, 1994）（Act 520）によって設置された機関で、マレーシアにおける建設業の開発と規制を委ねられている。

すべてのローカル企業および外国法人は、マレーシアの CIDB 法で定義されている建設工事（I で示した建設工事の定義を参照されたい）の開始前に CIDB への登録を行わなければならない（CIDB 法 1995 年 7 月 20 日付）。

CIDB 法は以下のウェブサイト参照されたい。

[https://www.cidb.gov.my/cidbv2/index.php?option=com\\_content&view=article&id=100&Itemid=210&lang=en](https://www.cidb.gov.my/cidbv2/index.php?option=com_content&view=article&id=100&Itemid=210&lang=en)

CIDB の詳細情報は以下のウェブサイト参照されたい。

<https://www.cidb.gov.my/cidbv3/index.php?lang=en>

CIDB の「登録要件および手続き」は、以下のウェブサイト参照されたい。

<https://www.cidb.gov.my/cidbv3/images/pdf/RegistrationRequirementAndProcedure.pdf>

### 1. CIDB の登録

マレーシアで建設工事を行うすべてのローカル企業および外国法人は、CIDB に登録しなければならない。

CIDB 登録には、以下 2 種類がある。

| 登録の種類                                             | 資本構成                                                          |
|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| ローカルコントラクター<br>(Registration as Local Contractor) | ・ マレーシア資本 70%以上の現地法人<br>・ ASEAN 資本 51%以下およびマレーシア資本 49%以上の現地法人 |

|                                                   |                                                                                                                                                                                                                |
|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 外国コントラクター<br>(Registration as Foreign Contractor) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国資本 30 % 超の現地法人 (CIDB の「登録要件および手続き」では、外国コントラクターとは、マレーシア国内外で設立された法人で外国資本が 31%以上を保有する法人としている。しかしながら、CIDB 担当官との面談により、外国資本「30%超」であることを確認した)。</li> <li>・外国法人の支店</li> </ul> |
|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

ジョイントベンチャーまたはコンソーシアムとして CIDB に登録する場合、ローカルコントラクターか、外国コントラクターであるかは、ジョイントベンチャーまたはコンソーシアムの契約書の内容を精査した上で、判断される。登録はプロジェクト単位で行い、登録証書に記載されているプロジェクトのみの履行が可能である。

| 登録の種類       | 契約内容                                     |
|-------------|------------------------------------------|
| ローカルコントラクター | ローカルコントラクターが工事全体の最低 70%を履行する場合           |
| 外国コントラクター   | 外国コントラクターがジョイントベンチャープロジェクトの 30%以上を履行する場合 |

ローカルコントラクターとしての登録と外国コントラクターとしての登録の主な違いは以下の通りである。

|             | 登録有効期限      | グレードと専門分野による制限 |
|-------------|-------------|----------------|
| ローカルコントラクター | 1 年～3 年     | あり             |
| 外国コントラクター   | プロジェクトごとに登録 | なし             |

外国法人は、マレーシアで入札を行う際にも、CIDB に登録（「仮登録」(Provisional Registration)）をしなければならない。この時点でマレーシア国内に法的に拠点を設立する必要はない。

しかし、プロジェクトを落札し受注した外国法人は CIDB に「外国コントラクターとしての登録 (Registration as a Foreign Contractor) 」を行わなければならない。この「外国コントラクターとしての登録」は、短期のプロジェクト (6 カ月以内) であっても必要である。外国法人は CIDB 登録前に会社登記所 (Companies Commission of Malaysia: CCM) にマレーシアの拠点として支店または現地法人を登記しなければならない。

すなわち、マレーシアでは、外国法人が単にプロジェクトオフィスまたはサイトオフィスで建設工事を行うことは認められていない。外国法人はマレーシアで支店または現地法人の法的拠点を設立し、元請業者または下請け業者として建設プロジェクトを履行しなければならない。

## (1) 外国コントラクターとしての登録

### i) 仮登録

入札に参加予定の外国法人は、招待または広告を通して入札を行う前に CIDB に仮登録し、仮登録証書を取得しなければならない。

仮登録証書は、登録した特定の入札のみに参加するためのものであり、入札の締切日または締切日の延長期間まで有効である。同証書は建設工事の履行のために使用することはできない。

落札した場合、申請者は外国コントラクターとして登録し、登録証書を取得しなければならない。

仮登録証書取得の申請書は CIDB 本局又はプロジェクトを行う州の CIDB へ提出する。手続きと必要書類

申請に必要な書類は下記の通りである。

- a. フォーム R2/2013
- b. 顧客の入札公告・招待状のコピー
- c. 直近の監査報告書のコピー
- d. 工事完了証書または会社が過去 5 年間に竣工した工事の証拠となる書類のコピー<sup>1</sup>
- e. 会社の現行プロジェクトの受諾書または受注書のコピー
- f. 技術者の卒業証書・資格書のコピー<sup>2</sup>

---

<sup>1</sup> CIDB によると、マレーシアで初めての入札の場合は、これまでに完了したどの国の工事の契約書でも問題ないので、提出が求められる。中でも、出来るだけ契約金額の大きなプロジェクトの方が望ましい。全世界を通じて初めて工事に携わる場合は、契約書は添付せずに申請することになる。

<sup>2</sup> マレーシア人および外国人の技術者は学位またはディプロマ保持者であること（マレーシアの学位に限らない）。卒業証書は取締役がコピー認証したものが必要である。

- g. 「Lembaga Pembangunan Industri Pembinaan Malaysia」宛の RM550 の  
銀行小切手

CIDB への RM 550 の支払いの内訳は審査料 RM50 および登録料 RM500 である。

審査料および登録料の支払い後、仮登録証書が通常 7～14 日営業日で発行される。

フォーム R2/2013 は CIDB の以下のウェブサイトでダウンロードできる。

<https://www.cidb.gov.my/cidbv2/images/pdf/form/r2e%2006012014.pdf>

登録要件と手続きに関する詳細は、以下ウェブサイトを参照されたい。

[https://www.cidb.gov.my/cidbv2/index.php?option=com\\_content&view=article&id=193&Itemid=433&lang=en](https://www.cidb.gov.my/cidbv2/index.php?option=com_content&view=article&id=193&Itemid=433&lang=en)

ii) 本登録

外国コントラクターの登録証書は、同証書に記載されているプロジェクトのみ履行することが許可される。

本登録証書取得の申請書は CIDB 本局またはプロジェクトを行う州の CIDB 局へ提出することができる。

申請に必要な書類は以下の通りである。

- a. フォーム CIDB R3/2013（以下の内容を記入したもの）
- 受注したプロジェクト名
  - プロジェクト開始日
  - プロジェクト完了日
  - 保証期間
  - RM での契約金額
- b. 会社設立登記書（Form 9）または支店設立登記書（Form 83）のコピー
- c. 正式な受注書・受諾書のコピー
- d. 会社案内

e. 「Lembaga Pembangunan Industri Pembinaan Malaysia」宛の RM5,050 の銀行小切手

CIDB への RM 5,050 の支払いの内訳は審査料 RM50、登録料 RM5,000 である。ただし、会社が既に仮登録証書を取得している場合は、登録料は RM4,500 である。

審査料および登録料の支払い後、本登録証書が通常 7～14 日営業日で発行される。

CIDB が本登録証書を発行した後、コントラクターはフォーム CIDB L1/96 (Notification of Construction Work) (建設工事の通知、すなわち課徴金支払いフォーム) を契約受注日から 14 日営業日以内に提出しなければならない。

CIDB は、CIDB L1/96 を受領後、CIDB L2/96 (Notification of Imposition of Levy) (課徴金支払い通知) を 7～14 日営業日以内に発行する。同通知に記載された期間内に課徴金を支払わなければならない。

課徴金は、契約金額 RM500,000 以上のプロジェクトに対し、契約金額の 0.125% が課され、プロジェクトを行う州の CIDB へ支払う。

課徴金は元請業者に課されるものであり、CIDB に登録した下請け業者は、元請業者が既に支払った課徴金の領収書のコピーを提出すれば課徴金を支払う必要はない。

なんらかの理由でプロジェクト完了日が延期された場合、コントラクターはフォーム R6 (詳細変更届申請書) (Application for Changes in Particulars) を提出し、本登録証書の期限が切れる 14 営業日前までに証書の有効期限の延長を CIDB に申請しなければならない。

フォーム R6 の申請は、申請者、プロジェクトなどの詳細が変更・修正された場合に必要である。変更・修正の種類によって必要書類が異なる。

プロジェクト完了日の延期には、以下の書類を提出する。

- a. フォーム R6
- b. プロジェクトの完了の延期契約書のコピーなど該当する書類
- c. 現行の本登録証書のコピー
- d. 「Lembaga Pembangunan Industri Pembinaan Malaysia」宛 RM130 の銀行小切手

CIDBへの支払いの内訳は、審査料RM30および登録料RM100である。

CIDB への R6 申請後、3～14 営業日で新しい証書が発行される。

フォーム R3/2013 の申請書は以下の CIDB ウェブサイトでダウンロードできる。

<https://www.cidb.gov.my/cidbv2/images/pdf/form/r3e%2006012014.pdf>

フォーム R6 は以下の CIDB ウェブサイトでダウンロードできる。

<https://www.cidb.gov.my/cidbv3/images/pdf/R6.pdf>

課徴金の支払いと徴収の詳細は、以下のウェブサイトを参照されたい。

[https://www.cidb.gov.my/cidbv2/index.php?option=com\\_faqbook&view=category&id=15&Itemid=409&lang=en](https://www.cidb.gov.my/cidbv2/index.php?option=com_faqbook&view=category&id=15&Itemid=409&lang=en)

## (2) ローカルコントラクターとしての登録

建設業を営むローカルコントラクターは CIDB に登録をしなければならない。

ローカルコントラクターは、以下のグレード（入札限度額）および 3 種類の専門分野のグループのいずれかに登録する。

表 1: グレード、 カテゴリーおよび 専門分野

| Grade & Tender Capacity |                            | Category                                | Specialisation                 |
|-------------------------|----------------------------|-----------------------------------------|--------------------------------|
| Grade                   | Tender Capacity            |                                         |                                |
| G1                      | Not more than RM200,000    | CE<br>CIVIL ENGINEERING<br>CONSTRUCTION | Please refer to Annexure<br>2B |
| G2                      | Not more than RM500,000    |                                         |                                |
| G3                      | Not more than RM1,000,000  |                                         |                                |
| G4                      | Not more than RM3,000,000  | B<br>BUILDING<br>CONSTRUCTION           | Please refer to Annexure<br>2B |
| G5                      | Not more than RM5,000,000  |                                         |                                |
| G6                      | Not more than RM10,000,000 | ME<br>MECHANICAL AND<br>ELECTRICAL      | Please refer to Annexure<br>2B |
| G7                      | No limit                   |                                         |                                |

入札限度額、払込資本金、技術者の技術的資格に基づき、コントラクターのグレードが分類される。「グレード 7 (G7)」のコントラクターの入札金額・規模に制限はない。

専門分野および登録分野・要件の詳細は、以下のウェブサイトに記載の ANNEXURE 2B、2C および 3 を参照されたい。

ANNEXURE 2B List Of Specialisation For Contractor Registration (p.25～)  
(コントラクター登録用の専門分野のリスト)

ANNEXURE 2C Registration Category & Specialisation (p.29～)  
(登録カテゴリー及び専門分野)

ANNEXURE 3 Schedule B: Criteria for Contractor Registration (p.45～)  
(付則 B: コントラクター登録の基準)

<https://www.cidb.gov.my/cidbv3/images/pdf/RegistrationRequirementAndProcedure.pdf>

ローカルコントラクターの登録は、会社の最高責任者 (Chief Executive Officer: CEO) が CIDB へ行う。

申請に必要な書類は以下の通りである。

- a. フォームSSPK (1Roc) /2012<sup>3</sup>を提出する、またはオンラインで登録する<sup>4</sup>
- b. 過去3年間に竣工した工事の受諾書または受注書
- c. 主要人員・技術者の卒業証書のコピー<sup>5</sup>
- d. 「Lembaga Pembangunan Industri Pembinaan Malaysia」宛のRM50の銀行小切手および登録したグレードに基づいた登録料

CIDB は申請受領後、14 営業日で、ローカルコントラクターとしての登録証書を発行する。新規登録の認可期間は1年のみである。

登録後、新規登録コントラクターは、CIDB が主催するコントラクター向けの規範トレーニングに出席し、認可期間内に以下に記載されている Continuous Contractor Development (コントラクターの継続的技能開発) : CCD の最低ポイントを取得しなければならない。

表 2: 登録グレード別認可期間別 CCD 最低取得ポイント

| 登録グレード    | 認可期間ごとの最低取得ポイント数 |     |     |
|-----------|------------------|-----|-----|
|           | 1 年              | 2 年 | 3 年 |
| G1 および G2 | 10               | 20  | 30  |
| G3 および G4 | 20               | 40  | 60  |
| G5 および G6 | 30               | 60  | 90  |
| G7        | 40               | 80  | 120 |

ローカルコントラクターとして登録後、建設工事ごとにフォーム CIDB L1/96 (Notification of Construction Work) (建設工事の通知) を提出しなければならない。

CIDB はフォーム CIDB L2/96 (Notification of Imposition of Levy) (課徴金支払い通知) によって課徴金を通知する。課徴金は同通知書に記載されている期間内に支払わなければならない。

契約金額が RM500,000 以上のプロジェクトに対し、契約金額の 0.125%が課される。

<sup>3</sup> SSPK (1Roc)/2012 のフォームは以下のウェブサイト参照されたい。  
<https://www.cidb.gov.my/cidbv2/images/pdf/BORANG%20SSPK1Roc2012.pdf>

<sup>4</sup> ローカルコントラクターのオンライン登録ウェブサイト  
<http://smb.cidb.gov.my/contractor/contractors/assessment>

<sup>5</sup> マレーシア人および外国人の技術者は学位またはディプロマ保持者であること (マレーシアの学位に限らない)。卒業証書は取締役がコピー認証したものが必要である。

### (3) ローカルコントラクターの登録証書の更新

ローカルコントラクターは、登録証書の有効期限の 60 日前までに更新申請しなければならない。

登録証書の更新の手続きおよび必要書類は以下の通りである。

- a. 登録更新申請をオンラインで提出する。<sup>6</sup>
- b. 「Lembaga Pembangunan Industri Pembinaan Malaysia」宛の RM30 の銀行小切手
- c. 取締役会、会社秘書役の名簿（フォーム 49）
- d. 登記事務所の住所とその営業時刻の通知（フォーム 44）
- e. CEO、CEO の代理人および技術者の身分証明書のコピー
- f. CEO、CEO 代理人および技術者の建設個人登録カード（Construction personnel registration card）のコピー
- g. CEO、CEO 代理人および技術者の卒業証書、資格、研修修了書、経歴詳細（履歴書）のコピー
- h. 直近の被雇用者退職積立基金（Employees' Provident Fund: EPF）支払い一覧表（フォーム A）と過去 3 ヶ月分の EPF・社会保障機構（Social Security Organisation: SOCSO）の領収書のコピー
- i. 規範トレーニング証書（Integrity Course Certificate）のコピー
- j. CCD ポイント（証書などのコピー）

登録証書の有効期限は最長3年で、登録したグレードに基づいた最低CCDポイントの取得によって決定される。上記（2）表2を参照されたい。

---

<sup>6</sup> 更新登録申請のウェブサイトは以下の通りである。[http://smb.cidb.gov.my/contractor/contractors/semak\\_regno](http://smb.cidb.gov.my/contractor/contractors/semak_regno)

#### (4) CIDB グリーンカード

建設現場で就労するすべての人員は、国籍に関わらず CIDB に登録し、CIDB グリーンカードを取得しなければならない。

CIDB グリーンカードの制度は、建設人員の建設現場における安全レベルを高めるための登録および認定の総合的なプログラムである。

カードを取得するために、建設現場の人員は駐在員を含め全員が CIDB 主催のトレーニングに出席しなければならない。

CIDB グリーンカード取得の詳細情報は以下のウェブサイトを参照されたい。

[https://www.cidb.gov.my/cidbv2/index.php?option=com\\_content&view=article&id=132&Itemid=180&lang=en](https://www.cidb.gov.my/cidbv2/index.php?option=com_content&view=article&id=132&Itemid=180&lang=en)

グリーンカード取得のためのトレーニング提供企業のリストは、以下のウェブサイトを参照されたい。

[https://www.cidb.gov.my/cidbv2/index.php?option=com\\_content&view=article&id=65&Itemid=384&lang=en](https://www.cidb.gov.my/cidbv2/index.php?option=com_content&view=article&id=65&Itemid=384&lang=en)

## 2. エンジニア局への登録

エンジニア、個人事業者、パートナーシップ、または法人としてエンジニアリングサービスを行うには、エンジニア局（Board of Engineers : BEM）に登録しなければならない（1967年エンジニア登録法（2002年改正）（Registration of Engineers Act, 1967 (Revised 2002): ROE）第7条Aまたは7B）。

ROEは以下のウェブサイトを参照されたい。

[http://www.bem.org.my/v3/act\\_2002.html](http://www.bem.org.my/v3/act_2002.html)

エンジニアリングコンサルタント事業の登録は以下のウェブサイトを参照されたい。

<http://www.bem.org.my/v3/pdf/BCnew06022013.pdf>

建築サービスおよびエンジニアリングサービスは、自由化される 17 業種のサービス産業の 1 つとして挙げられている（2011 年国際貿易産業省（the Minister of

International Trade and Industry: MITI) レポート<sup>7)</sup>。しかし、BEM の監理担当で ROE の改正・改訂を策定している事務局も務めている担当者は、外国投資家への自由化のための法改正は、まだ最終決定されていないが、2014 年中には発表されるだろうとのことであった。

2014 年 3 月現在、ROE 第 7B 条では、外国人個人（法人ではなく）によるエンジニアリングコンサルタント会社への出資は 30% までしか認められていない。

BEM の機能および役割については以下のウェブサイトを参照されたい。

<http://www.bem.org.my/v3/aboutus.html>

建設事業者が建設プロジェクトにエンジニアを起用する場合は、そのエンジニアが適切な資格を持ち、BEM に登録していることを確認する必要がある。

2014 年 3 月現在、外国人のエンジニアは短期での登録のみが認められている。すなわち特定のプロジェクトまたは工事以外の業務は認められていない。

外国人がマレーシアでエンジニアとして雇用される場合、「Temporary Engineer」（短期エンジニア）として BEM に登録しなければならない。同登録は毎年更新する必要がある。

外国人エンジニアは、「Temporary Engineer」として登録したプロジェクトについての設計図および図面のみを提出できる。

「Temporary Engineer」として登録するための手続き、要件、書類は、以下のウェブサイト参照されたい。

[http://www.bem.org.my/v3/app\\_temporary.html](http://www.bem.org.my/v3/app_temporary.html)

### 3. 駐在員の就労ビザ

駐在員を必要とする建設業の会社または支店は、駐在員がマレーシアで就労するための就労ビザを申請しなければならない。

雇用形態および期間により以下 2 種類の就労ビザ（パス）がある。

---

<sup>7)</sup> MITI 2011 レポート「Driving Transformation Powering Growth」（99 ページ参照）は下記サイトを参照されたい。  
[http://www.miti.gov.my/cms\\_matrix/Miti%20Report%202011.pdf](http://www.miti.gov.my/cms_matrix/Miti%20Report%202011.pdf)

i) 雇用パス (Employment Pass: EP)

駐在員がマレーシアの会社または支店に 24 カ月以上の契約で、現地の月間最低給与 RM5,000 で雇用される場合に取得すべき就労ビザである。

ii) プロフェッショナルビジットパス (Professional Visits Pass: PVP)

駐在員が海外の外国法人に所属し、修理や機械の据付などの短期間（12 カ月以下）の契約で派遣され、海外の雇用主から報酬を得る場合に適している。

EP および PVP を申請する会社の最低払込資本金は以下の通りである（現行入国管理局ガイドライン）。外資 100%の会社の払込資本金は、最低 RM 500,000 でなければならない。

| 資本比率            | 最低払込資本金    |
|-----------------|------------|
| 100% マレーシア資本    | RM 250,000 |
| マレーシアおよび外国資本の合弁 | RM 350,000 |
| 100% 外国資本       | RM 500,000 |

上記ガイドラインの詳細は、以下のウェブサイトを参照されたい。

<http://www.imi.gov.my/index.php/en/main-services/expatriate/1st-stage--application-for-a-post>

入国管理局は、建設業に関わる会社の EP または PVP の申請には、CIDB 登録証書およびプロジェクトの契約書を就労ビザ申請のサポート書類として提出するよう要求している。

EP の手続き、必要書類および申請書の詳細は、以下のウェブサイトを参照されたい。

<http://www.imi.gov.my/index.php/en/main-services/expatriate/1st-stage--application-for-a-post>

PVP の手続き、必要書類および申請書の詳細は、以下のウェブサイトを参照されたい。

<http://www.imi.gov.my/index.php/ms/component/content/article/7-perkhidmatan-utama/79-pas-lawatan-ikhtisas>

現在、入国管理局では発給手続きが完了するまで EP は約 2 カ月、PVP は約 6 週間を要する。

入国管理局の問い合わせ先

Immigration Department  
3rd Floor, Block 2G4 (PODIUM)  
Precinct 2  
Federal Government Administrative Centre  
62550 Putrajaya, Federal Territory  
Professional Visit Pass Unit

Tel: 603 8880 1409/1406

Fax: 603 8880 1374

Website: [www.imi.gov.my](http://www.imi.gov.my)

### III. マレーシアでの拠点設立

外国法人の建設事業者がマレーシアで建設プロジェクトを行う場合、現地法人（有限株式会社）または支店の登記を行う必要がある（1965 年マレーシア会社法（The Companies Act 1965, Malaysia））。

#### 1. 会社設立

会社は会社登記所（Companies Commission of Malaysia: CCM）に登記される（1965 年会社法（Companies Act 1965: CA）（会社法））。会社設立の基本要件は、授權資本 RM 100,000、RM 2 の最低払込資本金である。また 2 名のマレーシアに居住する取締役が必要である。

会社法上、外資規制はない。従って、マレーシアで外資 100%の会社を設立することは法的に可能である。

会社設立は、通常会社秘書役や弁護士が発起人の代理として、会社設立に必要な書類の作成をし、CCMに届出を行う。

会社設立の申請は、登記料の支払いとともに行う。登記料は授權資本額により異なる。

表 3: 登記料

| 授權資本(RM)               | 金額(RM) |
|------------------------|--------|
| 400,000以下              | 1,000  |
| 400,001～500,000        | 3,000  |
| 500,001～1,000,000      | 5,000  |
| 1,000,001～5,000,000    | 8,000  |
| 5,000,001～10,000,000   | 10,000 |
| 10,000,001～25,000,000  | 20,000 |
| 25,000,001～50,000,000  | 40,000 |
| 50,000,001～100,000,000 | 50,000 |
| 100,000,001 以上         | 70,000 |

会社設立の詳細情報は、以下のウェブサイトを参照されたい。

<http://www.ssm.com.my/en/company/incorporation-of-local-company>

CCM の問い合わせ先

Companies Commission of Malaysia

Menara SSM@Sentral

No 7, Jalan Stesen Sentral 5

Kuala Lumpur Sentral

50623 Kuala Lumpur

Tel: 603 2299 4400

Fax: 603 2299 4411

Website: [www.ssm.com.my](http://www.ssm.com.my)

## 2. 外国法人の支店登記

外国法人の支店は、会社法に基づいて設立された現地法人と同様、マレーシアで登記し、法的に建設事業者として事業を行うことができる。

支店は、CCM に必要書類を提出し登記する。会社設立と同様、支店設立は通常、専門の会社秘書役や弁護士が代理人として必要書類を作成し、手続きを行う。

支店登記のガイドライン、必要書類は以下のウェブサイトを参照されたい。

<http://www.ssm.com.my/en/company/incorporation-of-foreign-company>

外国法人の支店設立の登記料は本社の授權資本に基づくため、登記料が相当額、または最高額の RM70,000 となる場合もある。

登記料については、上記表 3 を参照されたい。

支店は、会社法に基づく任務を遂行するマレーシア居住のエージェントを任命しなければならない。エージェントは、個人でも企業でもよいが、外国法人であってはならない。

支店の会社法上の主な義務は、以下の通りである。

- 本社の年次株主総会（Annual General Meeting: AGM）後、1 カ月以内に年次報告書を CCM に提出する。

- 本社の監査報告書を支店の監査報告書と併せて、AGM 後 2 カ月以内に CCM に提出する。
- 本社の授権資本、取締役変更等、登記内容に変更があれば、変更後 1 カ月以内に CCM に届出を行う。

エージェントは、会社法に基づき外国法人に課されているすべての事項を遵守する義務がある。裁判所がエージェントに責任がないと判断した場合を除いて、会社法上の違反に関し、外国法人に課せられるすべての刑罰の責任を負う。

## IV. 税制

### 1. 租税条約上の恒久的施設 (Permanent Establishment: PE)

マレーシアで、外国法人が課税対象となるか否かの判断には、恒久的施設 (Permanent Establishment: PE) の存在が重要な要件である。PE の認定は、さまざまな観点から判断される。

マレーシア・日本間には、日マ租税条約（両国間の所得税に関する二重課税の防止および租税回避脱税予防に関する協定 (Agreement Between The Government Of Malaysia And The Government Of Japan For The Avoidance Of Double Taxation And The Prevention Of Fiscal Evasion With Respect To Taxes On Income) ）が締結されている。

日マ租税条約は以下のウェブサイトを参照されたい。

<http://www.hasil.gov.my/pdf/pdfam/Japan.pdf>

同協定第5条でPEについて以下の通り定めている。

1. この協定の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部または一部を行っている場所をいう。
2. 「恒久的施設」には、特に、以下のものを含む。
  - (a) 事業の監理の場所
  - (b) 支店
  - (c) 事務所
  - (d) 工場
  - (e) 作業場
  - (f) 鉱山、石油または天然ガスの杭井、採石場その他天然資源を採取する場所
3. 建築工事現場、または建設若しくは据付けの工事またはこれらに関連する監督活動については、6 カ月を超える期間存続する場合には、「恒久的施設」を構成するものとする。

同協定上、6 カ月を超える建築現場は、PE を構成すると判断される。ただし、マレーシアでは、外国法人が建設プロジェクトを受注し、CIDB の登録が必要である場合、CIDB の登録前に CCM を通じて現地法人を設立するか、支店を登記する必要がある。

従って、CCM および CIDB に登記・登録すれば、PE が存在することとなり、マレーシアで税務上の義務が生じることになる。

## 2. 法人税

マレーシアでは、自主申告制度（Self Assessment System）が導入されており、納税額を正確に計算する責任は、内国歳入庁（Inland Revenue Board: IRB）ではなく、納税者にある。

自主申告制度のもと、現地法人も支店もフォーム C という所定の書式により、IRB に登録する。その後、事業開始の 3 カ月前または基準年の開始から 30 日以上前までにフォーム CP204 を使用し見積納税額を提出しなければならない。フォーム C、フォーム CP204 、いずれもオンラインで申請できる。

オンライン申請については、以下のウェブサイト参照されたい。

フォーム C

<http://edaftar.hasil.gov.my/dafc.php>

フォーム CP204

<https://spsd.hasil.gov.my/Pki/e/userloginAnggaran.html>

見積納税額は、毎月同額を分割で IRB に支払う（所得税法（Income Tax Act 1967: ITA）107C 条）。

ITA については、以下のウェブサイト参照されたい。

<http://www.agc.gov.my/Akta/Vol.%202/Act%2053%20-%20Income%20Tax%20Act%201967.pdf>

建設業の工事契約に基づく所得計算に関するさまざまなケースや例については、以下のウェブサイト参照されたい。

[http://www.hasil.gov.my/pdf/pdfam/PR2\\_2009.pdf](http://www.hasil.gov.my/pdf/pdfam/PR2_2009.pdf)

現行の法人税率は、現地法人、支店、いずれも 25%である。マレーシア 2014 年予算案<sup>8</sup>では、課税年度 2016 年から法人税率は 24%に減税すると発表されている。

表 4: 法人税率

| 払込資本                 | 課税年度<br>2014 年、2015 年 | 課税年度<br>2016 年以降 |
|----------------------|-----------------------|------------------|
| RM2, 500, 000 以下の会社* |                       |                  |
| 最初の RM500, 000       | 20%                   | 19%              |
| RM500, 000 を超える部分    | 25%                   | 24%              |
| RM2, 500, 000 超の会社   | 25%                   | 24%              |

\*グループ内に払込資本 RM2.5 million 以上の会社がある場合を除く。

### 3. 源泉税 (Withholding Tax) および還付

工事・建設請負契約に基づき、外国法人の支店を含む非居住の業者に支払われる契約上の支払いは、以下の源泉税が課される（1967 年所得税法 (Income Tax Act, 1967) 第 107A 条）。

- 契約額のサービス部分の 10%
- 従業員の個人所得税の支払いに関して、契約額のサービス部分の 3%

この源泉税は税の前払いで、外国法人の支店に課されるが、マレーシアで設立された現地法人には課されない。支店は、税の前払いを月々の見積納税でも行い、源泉税でも行うことになる。

会社（支払人）は、非居住の受取人に支払い日 (make a payment or credited) から 1 カ月以内に、フォーム CP37A に記入し、源泉税の納付を行う。税負担は非居住者、すなわち支店であるが、IRB への納付義務は、支払人、すなわち顧客にある。

フォーム CP37A は以下のウェブサイトで購入できる。

[http://www.hasil.org.my/pdf/pdfborang/borang\\_CP37A\\_Pin\\_3\\_2012.pdf](http://www.hasil.org.my/pdf/pdfborang/borang_CP37A_Pin_3_2012.pdf)

<sup>8</sup> 2014 年の予算演説については、以下のウェブサイトを参照されたい。

<http://www1.treasury.gov.my/data/speech/bs14.pdf>

支店は、契約額のサービス部分の 10%の源泉税について、法人税が過払いになっていれば、フォーム C による税務申告を行う際、これを控除して申告できる。または、フォーム CP204 で翌年の見積税額を提出する際に、相殺することもできる。

外国人従業員の個人所得税分として源泉される 3%分については、支店は、外国人が個人所得税を納税完了したことを証明する書類を添付し、還付請求を行うことができる。

ただし、この 3%分の還付の手続きについては、6 カ月から 1 年程度かかるとされ、還付自体も非常に難しいとされている。

#### 4. 契約書に係る印紙税

1949 年印紙税法第一表（1<sup>st</sup> Schedule of the Stamp Act 1949: SA）の改正により、建設工事の契約文書を含むすべてのサービス契約書に、サービス契約額の RM1,000 ごと、RM1,000 未満はその部分について、RM5 の印紙税が課される。

ただし、2011 年 1 月 1 日以降、下記の通りの減免が適用されている（2010 年印紙税(減免)（4 号）令（Stamp Duty (Remission) (No.4) Order 2010））。

2010 年印紙税(減免)（4 号）令については以下のウェブサイトを参照されたい。

[http://www.adventconsulting.com.my/admin/Upload/F36B1\\_3.pdf](http://www.adventconsulting.com.my/admin/Upload/F36B1_3.pdf)

|                     |           |  | 印紙税        |
|---------------------|-----------|--|------------|
| サービス契約（一段階）         |           |  | 従価税率で 0.1% |
| 多段階のサービス契約          |           |  |            |
| 非政府との契約<br>（民間との契約） | 第一段階      |  | 従価税率で 0.1% |
|                     | 第二段階以降の契約 |  | RM50       |
| 政府との契約              | 第一段階      |  | 免税         |
|                     | 第二段階      |  | 従価税率で 0.1% |
|                     | 第三段階以降の契約 |  | RM50       |

1949 年印紙税法については、以下のウェブサイトを参照されたい。

<http://www.agc.gov.my/Akta/Vol.%208/Act%20378%20-%20Stamp%20Act%201949.pdf>

## 5. サービス税

建設業の建設、据付、補修作業等の事業は、サービス税の対象となっていない。一方、エンジニアリング・コンサルティングサービスは、課税対象とされ、6%のサービス税が適用される（サービス税規則第 2 表のグループ G：その他のサービス提供者 2<sup>nd</sup> Schedule, Service Tax Regulations 1975, Group G-Other Service Providers に含まれる）。

1975 年サービス税法（Service Tax Act 1975）については、以下のウェブサイト参照されたい。

<http://www.agc.gov.my/Akta/Vol.%204/Act%20151.pdf>

ただし、2014 年の予算発表により、2015 年 4 月 1 日以降、サービス税は、付加価値の概念をベースにした消費税、物品・サービス税（Goods and Service Tax: GST）に置き換えられることとなっている。GST の税率は、6%である。

## V. 日マ経済連携協定

マレーシアと日本は、2005 年 12 月 13 日、日マ経済連携協定 (Malaysia-Japan Economic Partnership Agreement: MJEPA) に署名した (2006 年 7 月 13 日発効)。

MJEPA の詳細は、国際貿易産業省 (Ministry of International Trade & Industry: MITI) の以下のウェブサイトを参照されたい。

[http://www.miti.gov.my/cms/content.jsp?id=com.tms.cms.section.Section\\_5451c5df-c0a8156f-2af82af8-a1ebb9df](http://www.miti.gov.my/cms/content.jsp?id=com.tms.cms.section.Section_5451c5df-c0a8156f-2af82af8-a1ebb9df)

MJEPA は、関税撤廃を目指すほか、投資・ビジネス環境の整備、知的財産の保護や技術協力の強化等を総合的に図る協定である。

MJEPA のもとで建設業に特に適用される施策はないが、建築資材・設備などの一部について、以下の特惠関税が適用されている。

### 1. 特惠関税

特定の協定下、特惠関税の適用の該否は、以下のウェブサイトで確認できる。

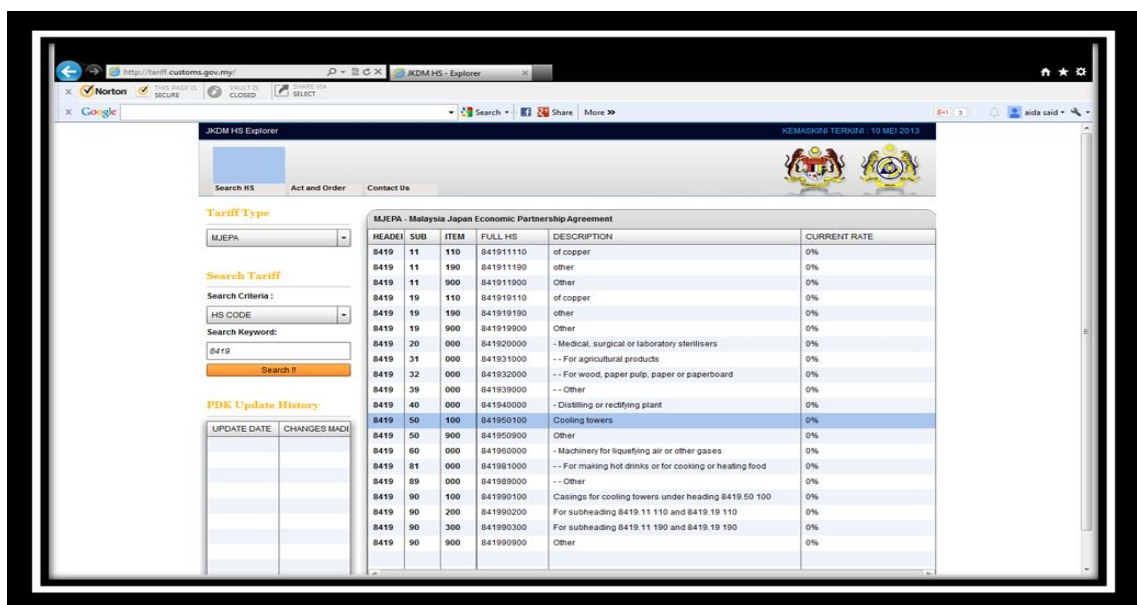
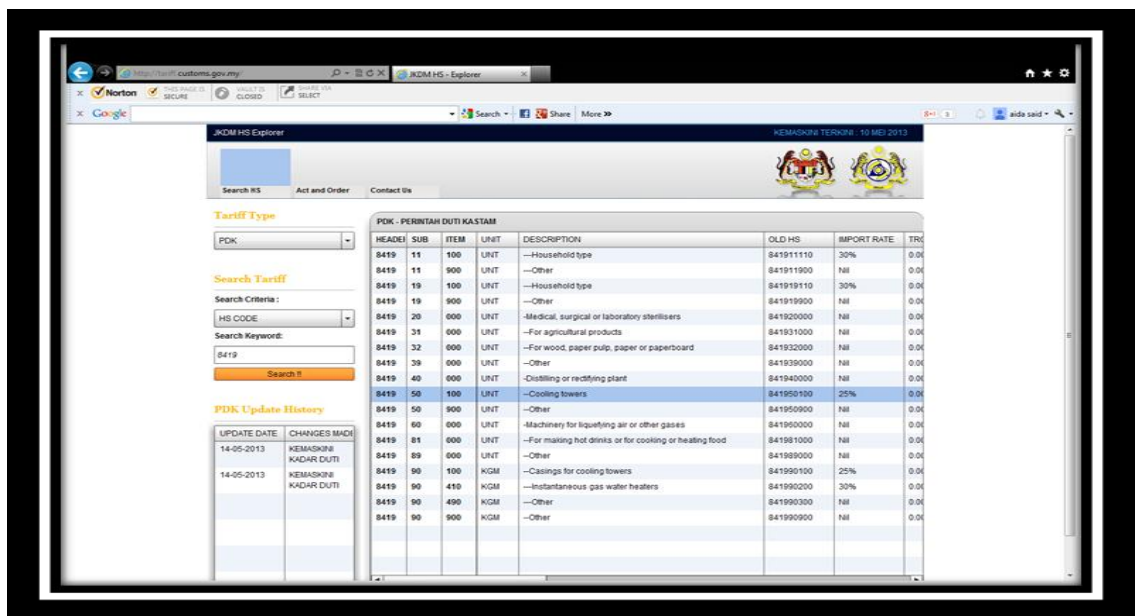
<http://tariff.customs.gov.my/>

MJEPA の場合、「Tariff Type」をクリックし、「MJEPA」を選択後、関税番号を入力する。

例) 「Cooling Tower」(関税番号 8419.50.100)

「Cooling Tower」(関税番号 8419.50.100) の輸入税率は、25%であるが、MJEPA では特惠関税の適用により、0%となっている。

詳細は以下の画面 (コピー) を参照されたい。



例えば輸入税率 25%ではなく 0%の適用を受けるなど、マレーシアの輸入者が MJEPA による特惠関税の恩恵を受けるには、日本からの輸出者が、マレーシアに輸出する物品について原産地証明書 (Certificate of the Origin: COO) のコピーを提供する必要がある。

マレーシアに輸入された時点で、COO が入手していない場合、輸入者は、本来課される輸入税率での税金を支払って通関手続きを行う。COO が入手できた時点で、税関へ還付請求を行うことができる。

還付申請の詳細は、州税関事務所のテクニカル・サービス局歳入経理課 (Perakaunan Hasil) に確認されたい。

税関の問い合わせ先は、以下のウェブサイトを参照されたい。

<http://www.customs.gov.my/index.php/en/contact-us/directory/states-customs-directory>

## 2. 建築資材輸入品に関する強制適合制度

MJEPA に関わらず、マレーシアでの建設プロジェクトの品質保全、粗悪な製品の国内流入を防ぐ理由から、建設資材の鉄鋼製品・アルミ製品、ガラス、断熱材、断熱・防音用の鉱物性材料や繊維ガラスの製品、繊維セメント板等については、強制適合制度が導入されている。輸入には CIDB から COA (Certificate Of Approval) を取得する必要がある。

COA が必要な建築資材のリストおよび取得手続きは、以下のウェブサイトを参照されたい。

[https://www.cidb.gov.my/cidbv3/index.php?option=com\\_content&view=article&id=689&Itemid=718&lang=en](https://www.cidb.gov.my/cidbv3/index.php?option=com_content&view=article&id=689&Itemid=718&lang=en)

# VI. 所轄官庁、業界団体、協会等の問い合わせ先

| 所轄官庁、業界団体、協会                                                          | 問い合わせ先                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Construction Industry Development Board (CIDB) Headquarters<br>建設業開発庁 | <p>Tingkat 10, Menara Dato' Onn<br/>Pusat Dagangan Dunia Putra,<br/>No 45, Jalan Tun Ismail<br/>50480 Kuala Lumpur</p> <p>Tel : 03-4047 7000<br/>Fax : 03-4047 7070<br/>Website : <a href="http://www.cidb.gov.my">www.cidb.gov.my</a></p> <p>For the respective CIDB state offices, refer to the following website:<br/><a href="https://www.cidb.gov.my/cidbv2/index.php?option=com_content&amp;view=article&amp;id=108&amp;Itemid=222&amp;lang=en">https://www.cidb.gov.my/cidbv2/index.php?option=com_content&amp;view=article&amp;id=108&amp;Itemid=222&amp;lang=en</a></p> |
| Board of Engineers Malaysia<br>マレーシアエンジニア局                            | <p>Tingkat 17<br/>Ibu Pejabat JKR<br/>Jalan Sultan Salahuddin<br/>50580 Kuala Lumpur</p> <p>Tel : 03-2610 7095<br/>Fax : 03-2692 5017<br/>Website : <a href="http://www.bem.org.my">www.bem.org.my</a></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| Board of Architects Malaysia<br>マレーシア建築士局                             | <p>Tingkat 17, Blok F,<br/>Ibu Pejabat JKR,<br/>Jalan Sultan Salahuddin,<br/>50582 Kuala Lumpur</p> <p>Tel : 03-2610 7095<br/>Fax : 03-2692 5017<br/>Website : <a href="http://www.lam.gov.my">www.lam.gov.my</a></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| Companies Commission of Malaysia<br>会社登記所                             | <p>Menara SSM@Sentral<br/>No 7, Jalan Stesen Sentral 5<br/>Kuala Lumpur Sentral<br/>50623 Kuala Lumpur</p> <p>Tel : 03-2299 4400<br/>Fax : 03-2299 4411<br/>Website : <a href="http://www.ssm.com.my/en">www.ssm.com.my/en</a></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

| 所轄官庁、業界団体、協会                                                                                                                 | 問い合わせ先                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Immigration Department<br>入国管理局                                                                                              | Expatriate Service<br>Immigration Department<br>Headquarters<br>No. 15, Level 1-7 (Podium)<br>Persiaran Perdana<br>Presint 2<br>62550 Putrajaya<br><br>Tel : 03-8880 1000<br>Fax : 03-8880 1200<br>Website : <a href="http://www.imi.gov.my/index.php/en/">www.imi.gov.my/index.php/en/</a>                                     |
| Certified Training Centre for<br>Contractors (for Malaysian/local<br>only)<br>(マレーシア人、ローカルコントラ<br>クターのための) 建設業者の認定研<br>修センター | For list of certified training centres, please<br>refer to the following web link:<br><br><a href="https://www.cidb.gov.my/cidbv2/images/pdf/announcement/PLBK/senarai%20plbk%202013%20-%20jan%2031%202014.pdf">https://www.cidb.gov.my/cidbv2/images/pdf/announcement/PLBK/senarai%20plbk%202013%20-%20jan%2031%202014.pdf</a> |
| The Institution of Engineers,<br>Malaysia<br>マレーシアエンジニア協会                                                                    | Bangunan Ingenieur,<br>Lot 60/62,<br>Jalan 52/4, Peti Surat 223 (Jalan Sultan),<br>46720 Petaling Jaya,<br>Selangor.<br><br>Tel : 03-7968 4001/4002<br>Fax : 03-7957 7678<br>Website : <a href="http://www.myiem.org.my">www.myiem.org.my</a>                                                                                   |
| Pertubuhan Akitik Malaysia<br>(Architect Association of<br>Malaysia)<br>マレーシア建築士協会                                           | Wisma Bandar<br>Level 11, No 18 Jalan Tuanku Abdul Rahman<br>50100 Kuala Lumpur,<br><br>Tel : 03-2693 4182<br>Fax : 03-2692 8782<br>Website : <a href="http://www.pam.org.my">www.pam.org.my</a>                                                                                                                                |
| Construction Labour Exchange<br>Centre Berhad (Headquarters)                                                                 | Level 2, Annexe, Menara Milenium,<br>No. 8, Jalan Damanlela<br>Pusat Bandar Damansara 50490 Kuala Lumpur.<br><br>Tel : 03-2095 9599<br>Fax : 03-2095 9566<br>Website : <a href="http://www.clab.com.my">www.clab.com.my</a>                                                                                                     |

| 所轄官庁、業界団体、協会                                                                     | 問い合わせ先                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Construction Research Institute<br>of Malaysia<br>マレーシア建設研究所                     | IBS Centre, 1 <sup>st</sup> Floor, Block E<br>Lot 8, Jalan Chan Sow Lin<br><br>Tel : 03-9281 0800<br>Fax : 03-9282 4800<br>Website : <a href="http://www.cream.my">www.cream.my</a>                                                                                                                                                           |
| National Institute of<br>Occupational Safety & Health<br>(NIOSH)<br>国家職業安全・衛生研究所 | Lot 1, Jalan 15/1, Section 15<br>43650 Bandar Baru Bangi<br>Selangor Darul Ehsan<br><br>Tel : 03-8769 2100/03-8911 3800<br>Fax : 03-8926 2900<br>Website : <a href="http://www.niosh.com.my">www.niosh.com.my</a>                                                                                                                             |
| CPD Training Provider<br>CPD トレーニング企業                                            | CIDB Holdings Sdn Bhd<br><br>Tingkat 22, No. 45 Menara Dato' OnnPusat<br>Dagangan Dunia Putra (PWTC)Jalan Tun Ismail,<br>50480 Kuala Lumpur<br><br>Tel : 03-4042 8880<br>Fax : 03-4042 2880<br>Website : <a href="http://www.cidbholdings.com.my">www.cidbholdings.com.my</a>                                                                 |
| Green Card Training Provider<br>グリーンカードトレーニング企業                                  | For list of Green Card Training Provider, please<br>refer to the following web link:<br><br><a href="https://www.cidb.gov.my/cidbv2/index.php?option=com_content&amp;view=article&amp;id=65&amp;Itemid=384&amp;lang=en">https://www.cidb.gov.my/cidbv2/index.php?option=com_content&amp;view=article&amp;id=65&amp;Itemid=384&amp;lang=en</a> |

建設・工事に関する制度（マレーシア）

2014 年 3 月作成

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）ビジネス情報サービス部ビジネス情報サービス課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

Tel. 03-3582-5651

---

Copyright(C) 2014 JETRO. All rights reserved.